

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 保育士修学資金貸付事業規則

(平成 28 年 5 月 26 日制定)

改正	平成 29 年 1 月 19 日	平成 29 年 3 月 23 日
	平成 29 年 9 月 1 日	平成 30 年 2 月 22 日
	令和 3 年 3 月 1 日	令和 6 年 2 月 6 日

(目的)

第 1 条 この事業は、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学する者で、保育士資格の取得を目指し、卒業後横浜市内の児童福祉施設等で保育士業務に従事しようとする者に対し、保育士修学資金（以下「修学資金」という。）を貸付けることにより、保育士の養成及び確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において「保育士」及び「保育士業務」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 18 条の 4 に規定するものをいう。
- 2 この規則において「養成施設」とは、法第 18 条の 6 に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- 3 この規則において「修学資金」とは、月額で貸し付ける資金と入学準備金、就職準備金をいう。
- 4 この規則において「申込者」とは、修学資金の貸付けを受けようとする者をいう。
- 5 この規則において「中高年離職者」とは、養成施設の入学時において 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内の者をいう。
- 6 この規則において「修学生」とは、貸付契約の相手をいう。
- 7 この規則において「会長」とは、横浜市社会福祉協議会会長をいう。
- 8 この規則において「授業料減免」とは、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 6 条及び第 8 条に規定する授業料等の減免措置をいう。

(貸付対象)

第 3 条 申込者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 養成施設に在学していること
- (2) (1)の養成施設を卒業後、保育士として次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める年数以上引き続き保育士業務に従事しようとする意志を有すること
 - ア 中高年離職者 3 年
 - イ アに掲げる者以外の者 5 年
- (3) 学業優秀であること
- (4) 家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付けが必要と認められる者
- (5) 他の都道府県及び政令指定都市が適当と認める団体から同種の修学資金を借り受けていないこと

(貸付期間及び貸付金額等)

第4条 修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付期間は、養成施設に在学する期間のうち、卒業年次を含む24か月を限度とする。ただし、正規の修学期間が24か月を超える養成施設に在学している場合であって、本条第2項に掲げる貸付金額（月額5万円以内）の24か月に相当する金額（貸付額の総額は120万円以内）の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができるものとする。ただし、病気等真にやむを得ない事由により留年した場合は、修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付期間に含めることができるものとする。

この規定に基づき貸付期間が24か月を超えることとなった場合の第12条第1項に規定する「修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付けを受けた月数」は、「24か月」と読み替えるものとする。

- 2 修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付金額は、月額5万円以内とする。ただし、貸付額の総額は120万円以内とする。
- 3 修学資金のうち入学準備金は、入学した年度に貸し付けるものとし、修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付けの初回に加算することができるものとする。
- 4 修学資金のうち入学準備金は20万円以内とする。ただし、入学準備金のみを貸し付けることはできない。
- 5 修学資金のうち就職準備金は、卒業する年度に貸し付けるものとし、修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付けに加算することができるものとする。
- 6 修学資金のうち就職準備金は20万円以内とする。ただし、就職準備金のみを貸し付けることはできない。
- 7 貸付金は、無利子とする。

(貸付けの申込み)

第5条 申込人は在学する養成施設の長の推薦を受けて、会長に申し込まなければならない。

(貸付けの決定)

第6条 会長は、第3条に定める要件を備えた申込日から貸付けの申込みがあったときは、申込みの内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

- 2 会長は、貸付けの可否を決定したときは、その旨申込人に通知し、貸付け可の決定をした申込人と貸付契約を締結するものとする。

(貸付方法)

第7条 修学資金の交付は、原則として口座振替により年2回の分割によるものとする。ただし、特別の事情があるときは、他の方法により交付することができる。

(連帯保証人)

第8条 申込人は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

- 3 申込人が未成年者である場合には、法定代理人を連帯保証人とする。ただし、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立支援ホームに入所している未成年者若しくは里親又はファミリーホームに委託中の未成年者であって、法定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託未成年者の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付けを行うことで申込人の修業環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は法定代理人に限らないものとする。
- 4 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保障債務は、第 17 条に規定する延滞利子を包含するものとする。

（貸付決定の変更）

- 第 9 条 会長は、修学生から以下の事由により貸付決定の変更の申し出があったときは、申し出内容を審査し、貸付契約内容の見直しを行うものとする。
- (1) 授業料減免の支援を受ける修学生が、契約期間中に支援区分の変更により減免額の増額が生じた、又は減免支援の廃止となったとき
 - (2) 修学資金の申込み・決定時には授業料減免の対象外であった修学生が、契約期間中に新たに授業料減免の対象となったとき
- 2 会長は、前項により貸付契約の内容に変更が生じたときは、その旨修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

- 第 10 条 会長は、修学生が次の各号の一に該当することとなった場合は、貸付契約を解除する。
- (1) 養成施設を退学したとき
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認めるとき
 - (3) 死亡したとき
 - (4) 学業の成績が著しく不良になつたと認められるとき
 - (5) 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
 - (6) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき
 - (7) その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき
- 2 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月（休学する、又は停学処分を受けた日が月の初日である場合は、休学する、又は停学処分を受けた日の属する月）から復学した日の属する月（復学した日が月の初日である場合は、復学した日の属する月の前月）の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。なお、就職準備金については、休学、停学の事由等による貸付けの休止をおこなった場合、交付時期等を再度決定する。

（返還の債務の当然免除）

- 第 11 条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第 10 条第 1 項第 5 号により修学資金の貸付契約が解除された場合は、その限りではない。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、横浜市域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国区とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、横浜市及び当該被災県とする。以下同じ。）内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（過疎地域、離島若しくは中山間地域等において当該業務に従事した場合又は第3条第1項第2号のアに規定する中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学生の意思によらず、横浜市域外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。
- (2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

（返還）

第12条 修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付けを受けた月数（貸付期間が24か月を超えることとなった場合は、「24か月」と読み替えるものとする。）の2倍に相当する期間（第13条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、貸付けを受けた修学資金を全額返還（完了）しなければならない。ただし、修学資金のうち、月額で貸し付ける資金に加えて、入学準備金または就職準備金のどちらか一方のみを借入れた場合は8か月、両方を借入れた場合は16か月を返還期間（返還を完了させるべき期間）に加算することができる。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき
 - (2) 養成施設を卒業した日から、1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は横浜市域内において第11条第1項第1号に規定する業務に従事しなかったとき
 - (3) 横浜市域内において第11条第1項第1号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- 2 返還は、月賦、半年賦、又は年賦の均等払いの方式によるものとする。ただし、修学資金の貸付けを受けた者がその全額の返還を希望するときは、直ちに返還することができる。
- 3 修学生が、休学若しくは停学処分により貸付休止となったときは、休止期間に該当する貸付金について、事前交付されている場合は、その全額を直ちに返還するものとする。

（返還の債務の履行猶予）

第13条

1 当然猶予

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、第10条第1項第4号又は第6号若しくは第7号に該当し、修学資金の貸付契約を解除され、その後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 裁量猶予

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第10条第1項第5号により修学資金の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 横浜市域内において第11条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還の債務の裁量免除)

第14条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において全部又は一部免除できるものとする。ただし、第10条第1項第5号により修学資金の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 死亡又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還できなくなったとき
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難と認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
- (3) 横浜市域内において、2年以上第11条第1項第1号に規定する業務に従事したとき

(修学生等の届出義務)

第15条 修学生又は連帯保証人は、次の各号の一に該当する場合は、別に定めるところにより速やかに会長に届出を出さなければならない。

- (1) 修学生及び連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に変更があったとき
- (2) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- (3) 第13条第2項第1号により返還の債務の履行猶予を受けている者が、当該猶予期間中に保育士業務等の従事先を変更した又は従事を辞めたとき
- (4) 修学生が死亡したとき

(即時返還)

第16条 会長は、修学生が次の各号の一に該当すると認めたときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、即時返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき
- (2) 修学資金を貸付けの目的外で使用したとき
- (3) 本会規則に定める各種手続きを怠ったとき

2 会長は、借受人が返還計画に基づく返還を行わない行為を2度繰り返したときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部につき、即時返還を請求することができる。

る。

- 3 第1項及び第2項の規定により請求を受けた修学生は、会長が定める期限及び返還方法により返還しなければならない。

(延滞利子)

第17条 会長は、修学生が正当な理由なく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき貸付契約時の法定利率の割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費として、これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(財政措置等)

第18条 本規則に基づく事業の実施に必要な費用は、横浜市が全額補助する。

(会計経理)

第19条 この事業に関する会計処理に当たっては、経理内容を明確にする。

- 2 この事業を実施している間において、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度に発生した返還金は、前項に規定する会計に繰り入れる。

- 3 この事業を廃止した場合、その時点において保有する補助金の残額及びその年度以降毎年度、当該年度において返還された修学資金に相当する金額は横浜市に返還する。

(その他)

第20条 この規則に定めるほか、事業の実施に必要な事項については会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年2月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年9月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 30 年 3 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 3 年 3 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 17 条については、令和 2 年 4 月 1 日に遡及し適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 6 年 2 月 6 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。